

# リスクマネジメント講座資料・知識編（2025年度版）

一般社団法人 心身統一合気道会

## ◎本会のミッション

心身統一合気道を通じて氣を出すことにより、その人が本来保有する能力を最大限に引き出すことで、誰もが生き生きと活躍する社会を実現する。

## ◎基本理念

「道」に上下関係はない。先に歩みを進めている者、これから歩みを進める者がお互いに敬意を以て接し、同じ道を共に歩んでいく。

## ◎ビジョン

あらゆる分野において、必要としている人が学ぶことが出来る環境を整え、世界に心身統一合気道を広める。

## ◎行動指針

心身統一合気道の五原則

- 一、氣が出ている
- 二、相手の心を知る
- 三、相手の氣を尊ぶ
- 四、相手の立場に立つ
- 五、率先窮行

## \*本会の「リスクマネジメント」について

現在はあらゆる分野において、「リスクマネジメント（損失などの回避または低減をはかるプロセス）」と「コンプライアンス（法令遵守）」の徹底が厳しく求められています。これは本会の活動のように、善意やボランティア精神に基づくものであっても、規模の大小、有償無償に関わらず「必須」のものであります。

特に本会の活動においては「生命を守ること」が最優先事項です。また、「相手の尊厳を守ること」が欠如しているとトラブルのもととなり、本会の関係する人たちにとっての大きなダメージとなります。

本資料の最低限必要なリスクマネジメントの知識を踏まえ、本会の各規約を遵守して、活動を行ってください（ご不明の点などは本部事務局にお問い合わせください）。

### 1) 知識の習得

- ・本リスクマネジメント講座（オンデマンド教材含む）
- ・事故報告の共有→全国の道場教室での事例を共有し事故防止に活用

### 2) リスク管理

- ・初期対応マニュアルの整備、普通救命講習の再受講（3年毎）、スポーツ安全保険の加入
- ・危険予知のトレーニング→事例に基づき稽古におけるリスク回避を行う訓練（参照：実践編）
- ・受身の習熟

### 3) 危機管理

- ・一時救命措置の訓練
- ・初期対応マニュアルに基づく対応の訓練

### 4) その他

## \*本会の指導資格者が受講する必要がある講習・講座について

「指導者講習」「指導者稽古」「オンライン特別講座」→統一道と合気道の指導法を学ぶ。

「リスクマネジメント講座」→活動中のリスクの軽減を図り、特に「生命を守ること」を学ぶ。

「ハラスメント防止トレーニング」→相手の尊厳を守ることを学ぶ。

「普通救命講習」→万が一の事態に備え、一次救命措置の実技を学ぶ（3年毎受講、次回2027年度）。

## 1. 人が大事、相手が氣が出るように

### ・道場とは「氣が出る“場”」

道場ではお互いに氣が出ることを行い、氣が滞ることは行いません。関係するすべてのみなさんが「氣が出る」ように活動（稽古、指導、運営）をしましょう。本会の活動は、社会の中での活動であり、道場内だけで通用する独善的な理屈などはありません。みなさんが気持ち良く稽古できる場にしましょう。

### ・指導とは「相手ができるようになるまで導くこと」

指導者は萬有愛護の心で、相手ができるようになるまで導くのが役割です。安心・安全に稽古をすることで、毎回何かを得ていただき、次回もまた稽古に来たくなるようにしましょう。

### ・健全な人間関係

指導させていただく指導者、学びにいらっしゃる会員、またその関係者などが互いに敬意をもって接し、互いに磨き合う、信頼関係に基づいた「健全な人間関係」において活動しましょう。

指導者や先輩は、会員や後輩より同じ「道」を先に歩み始めている人です。上下関係ではありません。

### ・指導者としての活動

指導者は「所属する道場教室で、本会の会員に、心身統一合氣道を指導する」ことのみができます。自主稽古（指導者が安全管理もする稽古会などの道場教室の活動なら可）、会員以外への指導（入会希望者の見学・体験は除く）、心身統一合氣道ではない武道や健康法などの稽古中の指導（いわゆる「混ぜるな危険」）は、本会の各規約やリスクマネジメント上できません。

また、心身統一合氣道は「指導者個人のものではなく、公のもの」です。指導者の活動は個人の活動ですが、世の中から見れば「“心身統一合氣道の指導者”としての活動、言動」です。これに基づく「指導者としてのあるべき姿（言葉遣い・態度・マナー・社会常識・人との接し方など）」は自ずと定まります。指導者の言動が教えの内容と一致しないときに「言っていることとやっていることが違う」という批判が生じます。

### ・本会の目的外の活動の禁止

本会は心身統一合氣道の普及と社会貢献を目的に設立された団体であり、いかなる政治・思想・宗教・販売活動、および反社会的勢力とも関係ありません。本会の活動においてこれらを行うことは重大な規約違反であり、改善されない場合は指導資格の剥奪、道場・教室の活動停止など、厳しい処分が科されます。

## 2. 命を守ること

### ・会員のみなさんの命を守るのは私たち指導者自身です。

万が一の場合、勇気をもって、一次救命措置を行い、速やかに適切な医療を受けられるようしましょう。

### ・それに備え、日頃にリスクマネジメント、一次救命措置、安心・安全な稽古、受身の習熟などを行いましょう。

### ・下記には特に注意が必要です。いずれも死亡事故や、高度な後遺障害になり得るものです。

<脳震盪>→畳に頭を打つ、他の人とぶつかって頭部を打つ、セカンドインパクト症候群など

<心臓震盪>→畳に胸を打つ、胸を突かれるなど

<熱中症>→会場が高温や多湿など（季節や運動量に限らずに可能性がある）

### ・また、合氣道に特有の怪我や障害などにも配慮が必要です。

### ・その他、子ども、女性、中高年期などに特有の怪我や障害などにも配慮が必要です。

### 3. 指導者の安全配慮義務

#### ・指導者には「安全配慮義務」がある

会員が安心・安全に稽古できるように環境を整え、指導することが求められています。指導者は①指導者講習/指導者稽古/オンライン特別講習、②ハラスメント防止トレーニング、③リスクマネジメント講座、④普通救命講習（3年毎に受講）で定期的に学び、安全配慮義務を果たすことが求められます。

指導者が安全配慮義務を怠って事故や怪我が生じた場合、実態に基づいて指導者が責任（民事的・刑事的・道義的など）を問われます。さらに、当該道場・教室、もしくは本会が責任を問われる可能性もあります。

#### ・「怪我過ちなく稽古をする」ことを指導者は心に決めて指導、稽古をします

稽古では安全が第一です。稽古で事故や怪我が生じるのは指導方法や安全管理に不足があるからです。稽古に参加する全員が、投げ、受け共に気が出ている状態を保持し、危険を察知して瞬時に対応出来るように稽古していることが求められます。

#### ・最も重要な訓練が「受身」です。受身の目的は「自分の身を護る」ことです

稽古をする上での努力を会員に求めると共に、指導者の配慮として、会員のレベルに合わせて段階的に安全に受身が取れるように指導した上で、受身の習熟に合わせた技の指導を行う必要があります。

#### ・普段に予兆（ヒヤリ・ハット）を見逃さずに先手を打った対応が重要

リスクマネジメントには「準備と想像」が必要です。「まあ、いいや」「この位大丈夫だろう」と思うところに将来大きな事故・怪我につながるような危険が潜んでいます。何らかの予兆（サイン）を感じたら、速やかに対応しましょう。

#### \*参考資料：「安全配慮義務」

- 1) 予測できる危険の排除をする
- 2) 注意義務を守る
  - ① 予見義務…事故・怪我の発生を予測する
  - ② 回避義務…予見に基づき回避（対策）する
  - ③ 保護監督義務…会員の健康状態・精神状態や技の習熟度を把握した適切な指導
  - ④ 保護者への通知義務…保護者への事故・怪我の状況説明と対応措置の要請

### 4. リスク管理（事故・怪我の予防）

#### ・リスク管理については、指導者の気配りが重要

「会員の健康状態・精神状態の把握」「準備運動の徹底」「受身の習得」「投げ受けの方向」「人数が多いときの配慮」「有段者が持つ役割」「気を切らせない指導」「習熟度による指導」「施設の安全確認」「施設外での自主稽古の禁止」「稽古の中止・休止の判断」など、様々な気配りにより事故や怪我を防ぐことができます。

#### \*参考資料：「リスク」

- 1) 指導者のリスク…指導者としての認識不足、知識不足、注意不足、指導時の配慮不足、ハラスメントなど
- 2) 環境のリスク…稽古環境（暑熱、厳寒対策）、近隣対策（号令による苦情など）など
- 3) 施設・設備・用具のリスク…施設、設備（畳やマット他、施設に付属するもの）、

用具（剣・杖・短刀など、ホワイトボードなどの備品）など

- 4) 人間のリスク…稽古当日の健康状態・精神状態、持病、感染症、ハラスメント、  
ストーカー行為など
- 5) 自然災害などのリスク…地震、台風、暴風雨、竜巻、津波など
- 6) 人的災害のリスク…火災、不審者侵入など
- 7) 情報のリスク…個人情報漏洩、著作権侵害、名誉毀損など
- 8) その他

#### ・外部施設での稽古の場合

普段と異なる会場での稽古の場合は、あらためて上記のリスク管理が必要です。事前に会場の安全の確認、参加者の確認、稽古内容の確認、それらに対する適切な事故や怪我の予防、万が一の際の対応策など、周到な準備が必要です。

また、安全管理上、「自主稽古は禁止」にしています。道場教室の活動として（例：昇級審査項目の稽古会など）、適切な指導者が指導（見守り）しての稽古は可能です。

なお、宿泊を伴う講習（合宿等）は、高度なリスク管理・危機管理が必須です。企画段階より、事前に本部事務局にご相談ください。本部には長年の知見がありますので、サポートさせていただきます。

### 5. 危機管理（事故・怪我の対応、一次救命処置）

#### ・事故・怪我が発生した場合は「人命救助を第一」とする

必要があれば迷わず救急車を要請しましょう。会員の生命を守るのが最優先事項です。

総務省消防庁の令和5年度データでは、全国の救急車の現場到着は平均10.0分（前年度10.3分）、病院到着は45.6分（47.2分）です。

万が一の事態の際には、適切な医療を受けるまで、目の前の方の命を守れるのは私たちです。勇気を持って、命を守るために一次救命措置を行いましょう。

また、被害が拡大しないよう最小限に抑える努力を行うと共に、道場・教室ならびに本会の社会的信用が失われないように対処し、速やかに通常の状態（日常の活動状態）に回復出来るように努めなければなりません。

#### ・最も重要なのは「一次救命処置（BLS：Basic Life Support）」

指導者全員が、一次救命措置ができるように、万が一に備え、繰り返し訓練しましょう。

また有段者、大人クラス会員（成人）、子どもクラス保護者などにもご協力をいただき、複数の方が一次救命措置を実施できるようにしてください。

#### ・稽古時には「初期対応マニュアル」を必ず常備する

一次救命措置の手順・AEDの場所・救急外来病院・避難経路・責任者連絡先など、緊急時に必要なことを本会所定の「初期対応マニュアル」に記載し、稽古時にはこれを常備してください。

緊急時に記憶は頼りになりません。必要事項の記載された「初期対応マニュアル」に従い、一次救命措置を行い、救急車の要請などを行いましょう。

また、必要に応じて、道場教室責任者から指導者・有段者・大人クラス会員（成人）・子どもクラス保護者などに共有し、定期的にこれに基づいた訓練をしてください。

なお、「初期対応マニュアル」は作成時・変更時に本部事務局に届け出る必要があります。

#### ・「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」など、悩んだり、ためらわれた時は、<#7119>に電話をしてみましょう。

\*事前に#7119の実施エリアは下記をご確認ください（地域によっては別の電話番号の場合もありま

す)。

参考：総務省消防庁の救急安心センター事業（#7119）

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate007.html>

#### ・指導者はリスクマネジメントに関して学ぶ

定期的に、巻末の「リスクマネジメントに関する資料」を精読、教材動画：総務省消防庁の「一般市民向け応急手当 WEB 講習 普通救命講習編」の視聴、「普通救命講習の再受講（3年ごと）」を行うなどし、道場・教室での活動をしてください。

本会では消防署等が開催する「普通救命講習」の受講を指導者に義務づけています（医療従事者・警察官・消防署員等を職業とする方を除く）。指導員の新規任命を受ける方は事前に同講習の受講が必要です。

※2024年度より「3年毎に再受講」をお願いしています（次回は2027年度に再受講）。

### 6. スポーツ安全保険の加入

#### ・本会では、会員が安心して活動出来るように「スポーツ安全保険」（または同等の保険：傷害保険・賠償責任保険の補償がある）に加入することを義務付けています。

保険の補償には条件があります。必ずスポーツ保険のあらましなどを精読し、よく理解をしてください。

なお、保険の活用は個人の判断ですが、本会の活動中のケガの場合などは、スポーツ安全保険の活用を道場教室責任者より必ずお勧めください。

### 7. 事故報告について

#### ・道場教室での活動中に事故やケガが起きた場合は、本部事務局に報告をしてください。

道場・教室からご報告をいただくことで、必要に応じて、本会からの適切なサポートをします。

また、同様の事態が起きないように、リスク管理の知見を全国の指導者に共有できます。ご協力をお願いいたします（会員や道場・教室のプライバシーは守られます）。

※通院での治療を伴うもの以上は、「事故報告フォーム」から必ずご報告ください。

### 8. 熱中症予防について

#### ・熱中症は放置すると、死にいたる緊急事態です。

熱中症は夏季に限らず、季節に関わりなく起き得ます。地域の「熱中症警戒アラート」や、道場・教室の「暑さ指数」に注意しましょう。

#### ・身の回りの暑さ指数（WBGT）に応じて、会場にエアコン等がない場合は、稽古内容の配慮はもちろん、稽古を休止、中止または延期する判断が必要です。

また、道場への往復の際にも配慮が必要です。地域の熱中症の警戒アラートの発表の際の対応も決めておき、会員・保護者と共有をしておきましょう。

<https://members.shinshintoitetsuaikido.org/指導資格者ml-225-＜重要＞「熱中症予防」の対策につ/4074/>

### 9. 「ハラスメントの撲滅」が本会の最優先事項です。

#### ・ハラスメントとは

一般に「他者に対する言動が（本人の意図には関係なく）相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること」とされています。いかなる理由から、相手の尊厳を傷つけてはいけません。本会はハラスメント行為を撲滅します。

## ・相手に敬意をもって接する

広く解釈すれば「相手が嫌だと感じたらハラスメントになる可能性がある」ということです。したがって、その言動がハラスメントになるかどうかは相手の感じ次第です。いかなる相手に対しても、敬意をもって接し、ハラスメントとならないように細心の注意が必要です。セクハラ（異性間で、同性間で、子供に対してなど）、LGBTQ+に関すること、パワーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメント、アルコールハラスメント、いじめ、イジリなど、いかなるハラスメント行為も許されません。

道場・教室において、指導者と会員間で、会員同士でなど、ハラスメントもしくはハラスメントと誤解されることが生じないように責任者と指導者は最大限の配慮をする必要があります。

## 10. コンプライアンス（法令遵守）の徹底

・本会は刑事・行政規制・民事上の法令や、倫理的・社会的規範の尊重・遵守、すなわちコンプライアンスを重視して活動しています。

・「コンプライアンス 通報・相談窓口」について

本会では2016年4月より本部事務局に「コンプライアンス 通報・相談窓口」を設けています。

これは道場教室において不適切な指導や活動、ハラスメントなどが発見された場合に、会員が道場・教室責任者を通さずに本部事務局に直接連絡を出来る窓口です。

通報・相談があった場合、本部事務局は事実関係を調査した上で問題の解決をはかります。なお、通報者・相談者の個人情報は保護され、立場が悪くなることのないように守られます。

・風通しの良い道場教室に

「コンプライアンス 通報・相談窓口」については、所属の指導者や会員への周知をしてください。また、いわゆる風通しの良い状態にしていると、そもそも健全な活動になります。様々な考えの方が集まることで多様性がある道場教室となり、良いコミュニティになります。

ミスコミュニケーションなどの場合も、トラブルと捉えずに、良くなるための課題として捉え、健全なコミュニティになるようにして参りましょう。

「コンプライアンス 通報・相談窓口」は、みなさんに気持ちよく活動いただくための窓口です。

## 11. 大規模災害などの発生の場合の対応

・道場教室の地域について「ハザードマップ」を確認し、身の回りの災害リスクを調べる

・大規模災害や荒天、交通障害などが発生した場合の対応について決めておく

会員・保護者と対応について情報共有をしておきましょう。特に子ども会員や未成年者は無事に保護者に引き渡せるように配慮、情報共有が必要です。また、会員と共に、指導者自身も無事に避難できるように配慮が必要です。

例：大規模災害の場合→避難先や避難経路の確認、道場教室にて待機の場合など、避難袋や食料・水などの準備など

例：荒天（大雨警報の発令など）の場合→稽古の中止の規定、道場教室にて待機の場合など

・災害後、どのように道場教室の活動を再開できるかなど、いわゆるBCP（事業継続計画）が必要です。

## \*参考資料

1) 「スポーツリスクマネジメントの実践」 (公財)日本スポーツ協会・(公財)スポーツ安全協会

<https://www.japan-sports.or.jp/local/news/tabid878.html?itemid=4568>

2) 「職場におけるハラスメント防止のために」 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

3) 「マンガで学ぶ スポーツコンプライアンス」 (公財)日本財団パラリンピックサポートセンター

<https://www.parasapo.tokyo/topics/1860>

4) (公財)日本スポーツ協会ホームページ

<http://www.japan-sports.or.jp>

5) (公財)スポーツ安全協会ホームページ

<http://www.sportsanzen.org>

6) 「ハザードマップポータルサイト」国土交通省

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

7) 令和6年版 救急救助の現況

<https://www.fdma.go.jp/publication/rescue/post-6.html>

教材動画：総務省消防庁「一般市民向け応急手当 WEB 講習 普通救命講習編」  
[応急手当 WEB 講習 \(fdma.go.jp\)](https://www.fdma.go.jp)

以上